

山梨県環境影響評価等技術審議会  
第2回 生活環境2（水環境等）小委員会 概要

日時 平成25年11月20日 14:30～16:30

会議出席者

<環境影響評価等技術審議委員>  
坂本康委員長、平林公男委員

<事業者等>

事業者

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部

環境保全統括部 上野担当部長、杉田副長

環境保全事務所（山梨） 島川所長、後藤担当課長、石樽副長、上村氏

アジア航測株式会社 環境部 環境コンサルタント課 水口技師

国際航業 藤原氏

<事務局>

森林環境総務課 依田真司課長補佐、土橋史副主幹、望月剛専門員、渡邊健太主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価準備書について

議題2 その他

3 閉会

資料

1) 意見整理表

2) 第1回生活環境2（水環境等）小委員会議事録（平成25年11月11日）

## 1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会 生活環境 2 小委員会を開催させていただきます。

本会は、山梨県環境影響評価条例施行規則に基づき設置された小委員会でございます。

本日は、4名の小委員会に属する委員のうち、2名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、本小委員会が成立していることをご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。

まず、次第があります。それから資料1 - 1と1 - 2の意見整理表、資料2として11月11日の議事録、そして小委員会委員の名簿です。それからJR東海から配布されている資料が2つあります。一つはA4横の表になっているもの、もう一つは、資料集です。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は委員長が務めることになっておりますので、坂本委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(坂本委員長)

本小委員会の委員長を務めます、坂本でございます。委員の皆様には、円滑な議論が進められるよう、御協力をお願いいたします。

まずは、本小委員会の運営方法について確認をお願いします。

本小委員会については、平成25年10月25日の技術審議会において承認いただきました。技術審議会と同様に、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、

- ・動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。

また、

- ・議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということでご確認をお願いします。以上、ご協力をお願いします。

まず、議題1、「中央新幹線（東京都・名古屋市間） 環境影響評価準備書」につきましては、前回の審議会での質問事項、指摘事項について、今日は、事業者より補足説明を受け、その後、質疑応答及び審議を行います。

議題 1 : (中央新幹線 (東京都・名古屋市間) 環境影響評価準備書について)

それでは、議題 1 に入ります。

まず、25 日の審議会での指摘事項について、事業者より説明を受けたいと思います。

説明については、3 つの小委員会に共通する内容及び本小委員会の検討内容に関する事項について行ってください。

限られた時間内で審議となりますので、事業者の方には、30 ~ 40 分で簡潔明瞭に説明をお願いします。

(JR 東海 : 島川所長)

それでは、本日もお忙しい中お時間いただき、ありがとうございます。我々が準備した資料は 2 部あります。24 ページの A 4 横の表と資料集について説明させていただきます。この意見等の内容については、事務局から頂きました、インデックスで No.1 ~ No.67 の意見について、右側の「今回の回答」欄に、見解を示させていただきました。非常に項目数と意見内容が多いので、1 つずつ読み上げていくと 90 分使っても間に合いませんので、今回の回答部分に検討中の部分もありますが、同一回答の部分もございます。同一回答の部分については、最初に出てきた部分で説明させていただきます。

それでは、No.2 ですが委員長から、今回 (H25.11.11) の回答は、すべて準備書に記載されているから、新たな資料を提出する予定はないということですか、というご質問がありました。当日は、11 日に用意した回答についての追加資料と受け止めましたので、今回分についてはありませんと回答させていただきました。全体的に、準備書に記載しているから今後一切出さないということではなく、回答にもございますが、H25.11.11 時点での資料については、追加資料は用意していませんが、今後のご審議の経過を踏まえて、必要な場合には資料を提示することは考えていきます。

No.3 ですが、前回専門家の個人名を記載することについて、回答申し上げたところ、基本的事項の報告書に記載された「配慮が必要」について、当社としての「配慮が必要 = 名前を絶対に出さない」ということかという確認がございました。これについては今回も同じ回答でございますが、配慮というのは、個人の名前を特定することによるいろいろな弊害を防止するということで、我々の配慮というのは、専門家個人の名前を特定されないようにする、すなわち個人名については記載しないということでございますので、これについては引き続き同じ回答となります。

No.4 ですが、工事用道路のところで、ルートがよくわからない。もう少し広げて言うと、工事計画上の改変範囲が明確でないという指摘がございました。これについては、検討中で現在準備しております。これは改変を伴うものについて全般的に関わっていくものでございまして、準備でき次第、なるべく早く提出したいと考えております。

No.5 ですが、事業者だけの判断で「大丈夫」と言っているが、データや根拠がないので、客観的なものとして取り扱えないという意見でございます。こちらとしてもご審議をいただくにあたって、必要と考えられる資料については、要請に応じて、適宜、提供させていただいております。今日も資料集を準備させていただいております。我々の判断として、客観的にご判断いただけないものについては、必要な範囲で資料を適宜付属資料として準備させていただくということで考えております。

No.6 ですが、トンネル排水量の定量・定性予測の議論の際に、トンネルについては定量的に排水量を予測することが難しいといったお話の中で、今回トンネルの排水だけではなく、平地の建物や駅舎もある。どこに、どれだけの水が必要となり、その水利用や排水により、どのような影響が及ぼされるのかということ、トンネルの排水だけに限定せずに、関わるものについては、すべて予測評価すべきという意見かと思えます。これについては、排水に伴う水質 (水の濁り及び水の汚れ) への影響については、以下に示す事項について、工事中を対象に本事業による影響が生じると想定し、調査、予測及び評価を行っています。準備書に記載してありますが、水の濁りについては、切土工等又は既存の工作物の除去で具体的には、高架橋、橋梁、地上駅、保守基地、変電施設の造成 (p.8-2-1-17 参照) に

伴う水の濁りを予測しております。トンネルの工事については、山岳トンネル、非常口（山岳部）からの排水（p.8-2-1-32 参照）を予測評価の対象としております。工事施工ヤード及び工事用道路の設置、この中には、工事施工ヤード、工事用道路、発生土置き場の設置（p.8-2-1-35）を含めて予測評価を行っております。同様に水の汚れについても、ご覧のとおり、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事について予測評価を行っております。一方、地上駅の供用については、駅からの排水は、近接する公共下水道へ放流するため、駅周辺の公共用水域への影響はないものと考えています。また、保守基地、変電施設の供用による影響については、一般的な事務所レベルの水の使用量であり、排水については、関係法令等に基づき、適切に処理を行います。このことから、これらについては今回の予測評価項目には入れていないということでございます。

No.7については、先ほどのNo.4と同一回答ですので、割愛させていただきます。

No.8については、見やすさという点で、個々に別の図を参照しなければならないということで、準備書の中で、図面等が散逸しているので、それをわかりやすさという点から、準備書の趣旨にあっていないのではないかとのお話でございます。これについては、準備書に掲載した図や表などについては、個々にその目的等を考慮した上で、他事例なども参考に、作成しております。基本的には、すべての情報一つの図面上に掲載するというのが、最も見やすいという考え方もございますが、我々としては、その図の持つ意味を考え、目的にあったものを掲載するというにしております。そういったわけで、4章にあるものの中から、8章には必要なものを選んで掲載しています。

No.9ですが、具体例として、河川水質の予測地点のまとめ方を事務局案として、4章の地域特性の図と8章の予測地点の図を合成して表すといった出し方が通常ではないかというお話でございます。これについては、河川については、第4章に地域特性の把握として、対象事業実施区域を含むその周囲について、図4-2-1-9「水質汚濁に係る環境基準の類型の指定の状況及び水環境に係る測定地点図」（p.4-2-1-59～67）において、個々に示しています。一方、水質に関する評価項目においては、これらの河川のうち、排水を想定している河川を調査・予測対象として抽出して、その河川名と河川における計画施設を示しているほか、調査・予測地点図を第8章に記載しています。このようにそれぞれの目的に応じて4章と8章に図を掲載しておりますが、ご審査いただくための資料として、別途参考に今回資料を提示いたします。資料集をご覧ください。資料集P.1でございますが、水質の予測地点を4章の地域特性の図と合成したものになります。繰り返しになりますが、図表については、個々にその目的等を考慮した上で、他事例なども参考に、作成しております。河川については、第4章に地域特性の部分において、個々に示しております。8章においては、水質に関わる評価項目について、これらの河川のうち、排水を想定している河川を調査・予測対象として抽出して、その河川名と河川における計画施設、そして、調査・予測地点図を第8章に記載しています。これらを合成した場合どうなるかということで、図1に水質における調査地点と河川の分布状況について示しております。図1の中で、本事業の工事計画により想定している工事用排水の方向を示すと共に、排水の流入を想定している全ての河川について、調査地点を設定している状況を示しています。

また、河川が合流する箇所においては、合流地点との位置関係を明示しました。

なお、河床のかく乱等により汚染底質に含まれる有害物質が拡散する恐れがある工事が計画される河川についても、水底の底質の予測地点として示しました。

以下、P.2以降に具体例を示しております。図の説明として、例えばP.7をご覧ください。黒線が高架橋等の工事を予定しているラインでございます。このライン上に赤い矢印で工事排水の方向を示しております。そしてこの先に河川がありますが、我々が排水を想定している河川については、この黒丸が調査地点ですので、工事排水を想定して調査地点を設定しているということでございます。なお、すべての河川について調査地点を設定しておりませんが、設定していない河川については、工事排水上はその河川には排水を入れずに、橋梁等をまたぐような形で、黒丸で想定している河川への排水を考えております。それから、河川名を四角で囲っているところがございますが、これについては、橋脚等の設置に伴い、河床の掘削を考えているところです。これについては、河床を掘削して底質のかく乱が考えら

れますので、水底の底質の予測対象にしております。さらに、水質の検査においても、水底の底質と同様に、河川への工事排水を考えていない場合にも、その河川での工事を行っている場合にも水質の調査地点として選定しているという形でございます。このように、予測対象の河川については、工事前排水を想定して、排水等が流入する河川に対してすべて調査地点を設定しております。それから p.9 をご覧ください。合流地点についてですが、20 番の調査地点の畔沢川でございますが、これについては、三枝川と畔沢川が合流した箇所よりも下流での調査をした状況を示しております。同じように p.10 ですが、倉沢川と小柳川、それぞれ排水がございますが、その合流地点より下流部で調査を行っているという状況でございます。それ以外については、流入する単一河川についての調査を行っている状況でございます。これが、今回水質の調査地点及び工事計画との関係を示した部分でございます。今後、この資料を使ってご説明する部分がございますので、その部分になりましたら、適宜説明させていただきます。

次に No.10 でございます。これは、No.9 と同様で、同一にプロットするべきではないかということで、今回資料 1 で同一図面に落とししましたということでございます。

No.11 ですが、笛吹市八代地区で、変電施設を設置することになっているが、水質の予測地点として設定されていない理由でございます。これについて、笛吹市八代地区の変電施設については、既に山梨リニア実験線区間において造成を行っている箇所であり、第 3 章の笛吹市の路線概要 (p.3-24) にも記載しており、新たな改変行為もないため、調査及び予測の対象としておりません。

No.12 でございます。1 点目、「水質」と「水底の底質」の調査地点が異なる理由、「水底の底質」の予測地点を河床の掘削を行う河川に限定している理由ということでございます。まず、水底の底質の調査地点の選定ですが、これについては「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版): 国土技術政策総合研究所資料 714」(平成 25 年 3 月)の「8.1 汚染底質の掘削等に係る底質」において、「本項目の選定は、公共用水域において汚染底質が存在するおそれがある水底の掘削等を実施する場合に行う」との記載を参考に、河床のかく乱等により汚染底質に含まれる有害物質が拡散する恐れがある工事が計画される河川を対象に調査を実施しました。これをもとに、かく乱がおきる工事を実施する河川を調査対象にしているということでございます。水質 (水の濁り、水の汚れ) については、資料集 p.1 に示しましたとおり、本事業により排水の流入を想定している全ての河川について、調査を実施しています。これらの考え方の違いから、水質と水底の底質の調査地点が異なるということでございます。併せて 24 年度版の道路技術手法を参考に、水底の底質の予測地点等を選定しているというのが根拠でございます。

No.13、この図に示された河川のうち、調査地点として選定されていない河川があるが、選定されていない理由ということでございます。これも先ほど資料 1 に示しておりますが、全体の河川の中で、工事計画により排水を想定する河川を対象にして予測調査を行っているということでございます。

No.14 ですが、これも調査地点ごとにどのように地点を想定したのかということでございます。これも先ほども資料 1 に示しましたが、工事計画により排水を想定する河川を対象に行いました。また、河川の合流地点についてですが、こちら先ほどの資料で説明いたしましたが、三枝川と小柳川がございまして、「三枝川」は三枝川と畔沢 (くろさわ) 川との合流後、「小柳川」は小柳川と倉沢川の合流後の地点で調査を実施しています。

No.15 ですが、小河川の所在が確認されているのか、確認されている場合、その場所を示す必要があるということでございます。これも資料 1 に示す通り、今回水質に係る現地調査及び予測は、工事計画により排水を想定する河川を対象に行いました。これらの河川のほかに、水資源の評価項目において状況の把握が必要な河川について、調査対象としているということです。

続いて No.16 です。トンネル工事に係る浸出水の処理について、説明会では「浸出水は静岡県側から山梨県側に流れてくる」という説明であったが、トンネル内から大量の浸出水が発生した場合、山梨県側に排出されるが、その際の処理方法をどうするのかということでございます。水の濁り及び汚れに係る処理は、準備書の図 8-2-1-3 (p.8-2-1-28) 及び図 8-2-1-4 (p.8-2-1-44) に、処理フローを掲載しております。そのフローに基づき処理します。さらに、トンネル坑口及び非常口 (山岳部) からの発生水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基

準等を踏まえ、処理をして公共用水域へ排水するという考えでございます。

続いて No.17 ですが、早川で行ったテストボーリングについて、浸出水の状況や掘削土に含まれる自然由来の重金属の含有・溶出の分析結果が示されていない、といったような話でございます。これについては、現在検討中でございますので、今日は検討中と回答させていただきます。

No.18 については、No.12 と同一の回答でございます。

No.19 については、前回地域の特殊性を考慮するという中で、路線が計画されている部分は、自噴地帯がありますので、現に自噴している場所の確認、あるいは自噴しているか範囲の確認が重要になる、例えば、工事に伴い、自噴しなくなった場合、因果関係が生じるので、前回指摘した「河川流量図」や自噴帯の状況について示すことが、環境影響の程度を確認する上で非常に重要と考える、ということでございます。これについては、甲府盆地内における高架橋等の工事においては、基礎工等の掘削工事を行います。基礎工等の施工は一般に鋼矢板等での締め切りにより行います。さらに工事箇所は帯水層表層の一部に限られることから、地下水脈といったものについての影響はほとんど生じないと考えております。なお、甲府盆地の水理地質と現地調査等による自噴状況は、資料集 p.12 に示すとおりであり、計画路線周辺において自噴する井戸が存在することは、把握しておりますので、審査資料として提示します。資料集 P.12 をご覧ください。甲府盆地内の工事に関する考え方は、先ほどお話ししたとおり、地下水にほとんど変化は生じないと考えております。それから、甲府盆地の水理地質と現地調査等による自噴状況は、図2 や表1 に示しております。甲府盆地の水利状況でございますが、こちらの斜線が引いてあるところほど、自噴状態の被圧地下水等としての流量が多いという状況になっております。青の28.29 が公共の観測井でございます。この観測井の状況については4章のところにも示しております。それからこちらの赤いところは、我々現地調査を状況把握として、今回そもそも甲府盆地の地下水を評価対象としておりませんので、準備書には掲載しておりませんが、盆地における井戸等の自噴状況の把握ということで、現地調査を6か所で行っております。この結果を表にまとめております。四季において、自噴しているものについては水量、自噴していないものについては地下水位について、ご覧の四季において観測を行っております。この図2 をご覧いただき、自噴しているものが我々の現地調査の中で2,3,4,5の4か所、1,6については自噴していないという状況です。同時に市町村へのヒアリング結果も示しております。例えば甲府市の上下水道局資料によりますと、上曽根の井戸については、自噴していないということ、あるいは甲府小曲地区においても、以前は自噴していたが、現在は自噴していないといったような状態、それから南アルプス、富士川についてもヒアリングした結果を示しております。全体的な傾向といたしまして、この水理地質からもご覧いただけますように、笛吹から釜無の合流地点にかけて被圧された自噴しているということで、実際の自噴状況においても、そういった状況が確認されるということで、我々としてはこのように盆地における自噴状況を十分に把握した上で、工事を進めていくことを考えております。今回については、こういった要請がございましたので、甲府盆地全体の被圧状態を資料としてまとめましたので、参考資料として今回提出させていただきました。

No.20 ですが、今説明いたしました No.19 と同じ回答になります。

続いて No.21 になります。これは茂倉鉱山の坑口でございますが、坑口の位置が委員の把握している位置と違うのではないかとということで、どのように調査したのかといったお話と、仮に鉱山がその位置にあるならば、我々の路線による改変等により、坑口から有害物質等が排水されるかもしれないので、その出口での水質調査をするべきではないかというご質問ございました。これについても、我々の調査状況等を確認しているところでございまして、今回は検討中という形にさせていただきます。

No.22 ですが、早川沿いに排出土を置く予定になっておりますが、断層の真上に処理施設が来ている、そのような場所に置くのであれば、少し下流の地点の濁度を調べておく必要がある、ということでございます。これについては、資料1 に示しますが、資料集の P.11 をご覧いただきたいのですが、24番というのが今回の発生土置き場における水質の調査地点でございます。ここに示しますように、現在計画が確定している早川町塩島地区の発生土置き場を対象に、その下流側となる早川で、SS（浮遊物質）濃度の現地調査を実施しております。そして、発生土置き場の状況でございますが、既に造成が行われて

いる区域でございます、新たに沢などを埋めるものではありません。発生土置き場内を川が流れているというロケーションではございません。また、断層等につきましても地形・地質等のところで地域特性では断層と重なっているように見えますが、現地の状態は平場でございます、そのような断層帯があるような崖のようなところに発生土置き場を持っていくというところではございませんで、平坦な部分に対して造成を行って、そこには川等も流れていないといったようなロケーションになっています。いずれにしてもこの発生土置き場の下流側の早川において調査地点を設定しているというところでございます。

続きまして No.23 になりますが、さきほどの坑口の話で現在検討中ということで No.21 と同じ回答になります。

No.24 につきましてですが、土壌汚染分析のほうですね、静岡県側と山梨県側の分析方法が異なるのではないかとということで、これはスクリーニングをやったりやらなかったりというところではございますが、統一した方法で確認すべきではないかとということでございます。考え方についてはこの前お話ししましたが、より詳細なまとめ方をまとめておりまして、今回は検討中ということにさせていただきます。No.25 でございますが、建設発生土を仮置きしていたところ、酸性雨や雨の影響で、もともと調査した時には問題ない土が、酸性雨の影響でセレンなどが溶出するようになった箇所があるということで仮置場等の場面で新たな問題が発生したということでございますが、そういったことに関する事後調査や置場に対する考え方をどうなのかということでございますが、これについては、第8章にも記載しておりますが、トンネル工事においては事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された箇所につきまして、発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、適切に管理し、関連法令等に基づき処理、処分します。また、発生土の仮置き場についても、屋根、側溝、シート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避するという考え方でございます。これについては8章のほうに記載しております。

No.26 についてですが、No.25 の続きということで上記と同じ回答です。No.27、No.28 につきましては先ほどの No.25 と同じ回答になります。

No.29、No.30 については鉱山についてのお話ですが、No.21 の回答と同じになります。

続いて No.31、No.32 の測定方法の話ですが、No.24 の回答と同一になりますので、回答が整い次第同じように回答させていただきます。

続いて、No.33 でございます。事務局のほうから調査地点について、山梨県側では「四万十層群」と記載しているのに対し、静岡県側では「四万十帯」と記載しており、表現が異なります。ここについては、あえて地質名を変える意味はあるのかということと、微妙な調査地点の違いがあるのかという話でございます。この標記方法については現在検討させていただいております。

また No.34 ですが、静岡と山梨の地点が同一かどうかということでございますが、当日もお答えさせていただきましたが、山梨県の準備書に示しました地点 03 と、静岡県の準備書で示しました地点 01 は同一地点ということでございます。

No.35 でございますが、これについても分析方法の違いに係わる問題でございます、No.24 の回答と同一ということになります。

つづいて No.36 になりますが、調査地点の数の話でございます。山梨県の延長に対してと他県に対しての比較の中で山梨県の数はこれでいいのかということでございますが、これにつきましては、今指針のほうを整理しております。今回は検討中ということにさせていただきます。

No.37 でございますが、土壌汚染自然由来の調査の中で、数の問題もありますが、そもそも甲府盆地内でなぜ調査しないのか、その科学的な理由はということでございます。これは資料 P.16 を参照いただきながら説明いたします。資料集の P.16 をご覧いただきたいと思っております。甲府盆地で自然由来の調査を行っていないということでございますが、まず甲府盆地については、基本的には住居、工場等が存在している部分がございますので、過去に工場が存在したなど、土壌汚染については土地利用に起因す

る人為的な影響が大きいと考えております。そのため、盆地内においては、文献調査及びヒアリングを行いまして、高架橋・橋梁、地上駅、保守基地、変電施設の工事を行う地表の改変区域には、土壤汚染対策法に定める指定地域等は存在せず、土壤汚染に関する情報も確認されませんでした。一方、工事の実施にあたっては、事前に地歴調査等を実施し、必要に応じて土壤調査を行う等して土壤汚染の有無を確認していきます。さらに、工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壤や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認し、土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分するということでございます。一方、自然由来の重金属等については、図3に「日本の地球化学図」平成16年産業技術総合研究所地質調査センターがまとめたものでございますが、甲府盆地内の自然由来の重金属類の状況を示しております。この中で、地球化学図で調査が行われている鉛、ヒ素、カドミウム、六価クロム、水銀等については土壤汚染対策法に定める土壤含有量基準等の比較を行っておりますが、P.17をご覧くださいますと、鉛とヒ素でございますが、例えば上段の鉛ですと、土対法の土壤含有量基準が150mg/kgというふうになっておりまして、これは、資料によりますとオレンジから赤い色の部分でございますが、この化学図によりますと青色がほとんどということで、この土壤含有量に対しての基準を下回っているということでございます。これと同じように鉛、ヒ素、カドミウム、クロム、水銀等についても同じようにそれぞれの基準値につきまして下回っているといえることでございますので、これについて化学図も加味いたしまして、これらのことを考慮して、甲府盆地内での自然由来重金属の現地調査は行っておりません。ここには書いていませんが、第4章でもですね、甲府盆地内の河川の重金属を含めた確認状況、これは公の資料等にもございます。これで土対法の定められます重金属の含有量も載っておりますが、河川内でも見つかっておりません。また地下水についても、いくつか各盆地内を市町においてサンプルの調査データがありますが、これらについても自然由来金属の土対法に定める土壤含有量の基準を下回っているということで、これらの状況と地球化学図の状況から自然由来の甲府盆地内での調査は今回行っていないということでございます。これがNo.37でございます。

続いてNo.38でございますが、専門家へのヒアリング及び市町ヒアリング状況についてその見解や対応を整理して明確にする必要があるということでございます。これにつきましては、まず土壤汚染に関連して、専門家へのヒアリングを必要とする内容はありませんでした。また、市町へのヒアリングについてですが、各市町で実施した土壤汚染に係る現地調査結果の有無、土壤汚染に係る苦情の状況、土壤汚染のおそれのある施設の有無について確認しているという状態でございます。盆地については先ほど申しましたとおり、土壤汚染に係る状態は確認できなかったということでございます。

続いてNo.39でございますが、これにつきましても先ほどのNo.24と表の整理の問題でございますが、基本的にNo.24と同一の回答となります。

No.40ですが、早川町のテストボーリングの結果を全て使用したという訳ではないと思いますが、結果は反映すべきではないかということでございますが、これは現在資料等をまとめている状態でございます。

続いてNo.41につきましては、自然由来の重金属の調査地点は層別に選んでいるということでございますが、これはどういう形でなんでその調査地点数になるのかということで、これにつきましては調査地点数の考え方を含めてNo.36と同じ回答になります。

No.42につきましては、これもこの結果がばらついているということで、調査方法、結果をNo.24と同一の回答で今整理しております。

続いてNo.43でございますが、トンネルの逸水については、処理すれば大丈夫だということだが、保守基地ができ、変電所ができ、駅舎ができるとなると、そうした場所には必ず水を利用するということで、下水道放流であればその旨を明記する必要がある。また、河川放流についてはどのような水質の排水が発生し、それをどのように処理し、どの程度の水質で排出するのかが書いてあれば判断できるということで、トンネル以外の排水についての予測の考え方についてでございますが、これにつきましても、まず駅の排水についてですけれども、駅からの排水については、近接する公共下水道に放流するた

め、駅周辺の公共用水域への影響はないものと考えています。また、保守基地、変電施設の供用による影響については、一般的な事務所レベルの水の使用量であり、排水については、関係法令等に基づき、適切に処理を行うということです。工事については、先ほども申しましたが、水の汚れについて評価対象としているということでございます。

続いて No.44 でございますが、地すべり地図は近くに住居がある場合に限って居住している場所と地すべり地帯の位置関係が良く分からない、あるいは断面図等作成し、集落のすぐ近くにトンネルが作られるかどうかなどをチェックしなければならないということで、いわゆる地すべりの可能性のある地域の正確な把握と、それを図面上におとすという話であります。これについてですが、本環境影響評価においては、主務省令に基づき、学術上又は希少性の観点から重要なものである「重要な地形及び地質」を対象として調査及び予測評価を行っております。地すべりだけをもって地盤の安定性といった問題性がありますが、これについては今回ももとの「重要な地形及び地質」という評価項目について調査を行うと整理しております。ただ地すべり防止区域については、地域特性における土地利用指定状況の把握として、第4章の「砂防指定地等の指定状況図」に記載しています。なお予測評価に関わらず今後トンネル工事におきましては、当然このような部分の事前の調査に加えて、掘削時においても、地形や地質状況をよく確認しながら適切な工法にて施工を行っていくというのは当然でありますので、今回は「重要な地形及び地質」を対象として評価しておりますが、施工上の配慮というのは当然考えております。

続いて No.45、活断層の区分でございますが、活断層の状況と、ボーリング状態がどのように実際動いているのか、その状況と、把握状況についての資料が必要ではないかということですが、これについても現在資料等を取りまとめておりますので、検討中とさせていただきます。

続いて No.46 でございますが、これにつきましても No.40 と同じ回答となりますので、No.40 番と併せて一括回答するというところでございます。

No.47 についてですが、温泉と地下水について山梨県などで相当調べてあるはずで、収集は難しくはない、甲府盆地の湧水地、地下水の動き、断面図などがあるのではないかとございまして、第1回小委員会でも回答しましたが、温泉については、第8章「水資源」及び資料集の「水資源」にて示しております。また、甲府盆地内における高架橋等の工事においては、基礎工等の掘削工事を行いますが、基礎工等の施工は一般に鋼矢板等での締め切りにより行うこと及び工事箇所は帯水層表層の一部に限られることから、地下水に変化はほとんど生じません。なお、甲府盆地内の湧水等については、資料集 P.12 に示したとおり、盆地内は地下水が豊富であり、自噴する井戸などが存在することを把握していますが、計画路線近傍において著名な湧水等は確認していません。

(坂本委員長)

すいません、時間がありませんので、検討中とかそういうところは、わざわざ意見等の内容から説明していただくと時間がかかりますので、今回はっきり回答されるところだけ説明してください。

(JR東海：島川所長)

はい、では No.53 にいきます。まず地下水の予測等についてですが、これにつきましては、地下水の流れに関しましては、トンネル内に地下水が流入する可能性のある範囲について示しております。これは第8章の地下水のところにも明記してあります。南アルプス地域における水収支解析については、その手法や予測条件等の詳細について、資料集の「水資源」として、定量的な予測結果は「水資源」に示しております。

次は No.57 ですけれども、建設発生土につきまして、建設発生土の処理あるいは発生量、処理の仕方等についてですけれども、No.57 の方に一括しておりますが、まず発生土量につきましては、資料集「発生地域毎の副産物発生量」を記載しております。このうち本事業の中での転用としまして、高下の変電施設及び保守基地の造成に、富士川町の最勝寺地区と高下地区から発生した発生土を考えています。ま

たこの計画に伴う建設機械の稼働や工事用車両の運行による大気質、騒音、振動や、改変に伴う動物・植物・生態系について予測評価を行い、準備書に掲載しております。また、早川地区については、現時点で計画が具体化している早川町塩島地区の発生土置き場については、その計画を示した上で、必要な項目について、調査及び予測・評価を行っています。また現時点で具体化できない発生土置き場については、今後県を窓口として調整を行いながら決定していきませんが、配慮書に対する国交省からの意見も踏まえ、第9章及び第10章に記載のとおり、準備書段階で位置や規模を具体化できなかった発生土置き場については、設置に伴う影響について必要な環境保全措置を準備書で位置付け、環境保全措置の効果を事後調査により確認します。

(坂本委員長)

ありがとうございました。それでは、質問等に移る前に事務局から準備した資料について、説明をお願いいたします。

(事務局：土橋副主幹)

事務局から何点が説明させていただきます。

まず、今回の配布資料として資料1 - 2を用意しております。こちらは前回の審議会の意見を取りまとめ、事業者に見解を記載していただくために用意した資料でございます。この中で、先生方の意見について事務局から補足という形で意見を追加しておりますが、一昨日JR東海から、事務局の補足事項については、回答しない旨の返答がございまして、意見については、審議会を通してほしいとのことでした。ですので、あらためて資料1 - 2のF列については、先生方にご覧いただき、必要と判断された場合には、質問事項として認めていただきたいということでございます。

続きまして、専門家意見について、生活環境1の小委員会で、片谷委員及び石井委員からコメントが出ておりますので、補足させていただきます。まず、片谷委員からは審議会を非公開の場とする中で、専門家名を明らかにすることができるか、再検討をお願いするといったご意見が出ております。また、石井委員からは、専門家のヒアリングを行った際の、専門家に提示した資料や会議録を評価書に記載していただきたいという意見が出ております。

主務省令の解釈についての照会ということで、資料を準備しております。これについては、事業実施区域について、湯本委員から新しく造成する場所など具体的な線形が示されないということがございましたので、これについて、環境省に照会をかけさせていただきました。環境省の見解としては、問題点と結論のところを書かせていただきましたが、対象事業の位置というのは、対象事業実施区域、施工区域、敷地境界等を全体的に指すものであることから、準備書には、それらのものを図示することが必要ですという、本県の見解について、その通りとの回答をいただいております。この件については、国交省を通じてJR東海にも説明済みとのことでした。

続いて2点目として、事務局提供資料がもう1つありますが、11月7日に静岡県と山梨県の技術審議会の委員で意見交換を行いました。会議には出席可能な委員にのみお声をかけさせていただきました。その会議の結果を受けて、問題点の共有として整理したものです。

もう1つ資料を準備しておりますが、知事意見への対応状況についてです。方法書においては、事業者が事前配慮事項を整理して記載しておりました。その部分については、事業者が一般の方から意見を伺う際に公表した資料(配慮書)とその際に提出された意見のみが、準備書に記載されており、せっかく方法書でとりまとめた事前配慮事項について、すべて8章の予測評価に書き込まれており、事前配慮事項の部分が、方法書知事意見を受けてどのように変更されたのか、わからない状況になっています。この部分については、わかりやすい準備書という観点から、非常に問題があるのかなと考えております。

もう1点は、坂本委員長から資料提供をいただきました。こちらは、坂本委員長からご説明いただければと思います。

(坂本委員長)

事務局の追加説明について、一つずつ確認いたします。

まず、資料1 - 2のF欄に事務局の質問事項を入れてありますが、事業者としては、委員会を通していないので質問にならないという理解で進めているとのことですので、あらためて、委員会を通して質問いたします。

それから、片谷会長の意見は、資料に反映されていますか。

(事務局：土橋副主幹)

まだ、反映されておりません。

(坂本委員長)

わかりました。片谷委員、石井委員からコメントがあったとのこと。それはまた文章でお伝えいたします。

主務省令の解釈についてということですが、私ども委員会としては、データが少なく、はっきりしないため、準備書としては判断できないという見解ということがございまして、環境省にもお聞きして、私どもの見解でよいのではないかと確認をしていただいたということでございます。

それから、山梨県と静岡県の見解交換会がありまして、同じような問題点が出てきたということでございます。

A4横の方法書知事意見に対する見解書について、解釈が違うのではないかとございまして。

最後の資料については、わたくしが作成したのですが、こういったことが最低限示されれば、我々としては、これで判断できるということでございます。先ほど、口頭で「駅は水を使わない」「トンネルは大丈夫」といわれても、どこでトンネルを掘削するのかなど、そういったことがはっきりわかりません。わたくしが提供した資料は、一つの例ですが、わたくしたちが知りたいのは、どこでどのような水を、どういった目的で使って、どのくらい数量が出て、どのように処理して、どこに放流する。というようなことを、すべて水があるところについて、出していただき、確認したうえで、問題ないと判断したいという資料です。

資料の説明は以上です。

では、審議に入りたいのですが、あまり時間がありませんので、私から1点だけ申し上げて、あとは平林委員の質問に時間を割きたいと思います。

1点だけと申しましたのは、確認ですが、今日いただいた資料のP.1の最初の回答に、「必要な場合には」とか、「必要に応じて」といった表現がございまして、その主語は委員会という理解でよろしいでしょうか。委員会が必要と判断したらという理解でよろしいでしょうか。

(JR東海：島川所長)

基本的には、準備書に必要な資料は、準備書の本編及び資料集等に記載していると考えておりますので、客観的な審査として必要な資料というように考えております。

(坂本委員長)

審査する主体は委員会ですので、委員会が必要だということですね。

(JR東海：島川所長)

はい。そうです。

(坂本委員長)

私どもは検討中の結果を見させていただき、必要だと私どもが判断したら、資料の提出をお願いするということになります。

それから、今回の審議会は前回の審議会から9日しかありませんでしたので、検討中の項目が多いと思いますが、次回は20日くらいあります。検討中というのは、今からどのくらいの目途で提出されるのか教えてください。今から20日ありますが、私どもがそれを見る時間もありますので、少なくとも今から半月くらいで提出されることを期待しておりますが、いかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

検討中の項目については、次の第3回目の小委員会に間に合うように、若しくはそれ以前に提出するような形で考えております。ただし、今日の第2回的小委員会でどの程度意見が出てくるのかにもよりますが、11日にいただいたものについては、それまでの回答を目指したいと思います。

(坂本委員長)

わかりました。次回は、今日の質問は別として、少なくとも今回検討中だった項目は、すべて回答されるということで理解いたしました。

それでは、平林委員から質問をお願いいたします。

(平林委員)

先ほど説明いただいたところで、いくつか確認したいと思います。

例えばP.5のNo.19ですが、角田委員からの意見について、甲府市の部分の結果をご説明いただき、調査を実施しているということは理解いたしました。他の地域、甲府以外の場所について、自噴している井戸の場所の確認であるとか、その範囲等々について、ご検討されているのかについて、関連して確認させてください。そこはいかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

基本的に、山岳部は地下水や水資源の予測対象にしておりますので、井戸等の水資源として利用されているものについては、そもそも調査予測の対象としているところです。盆地等に伴う、嵩上げ式などトンネル以外の工事にかかわる部分というのは、そもそも地下水にほとんど変化は生じないということから、予測対象としておりませんでしたので、そういったものは掲載していなかったということでごさいます。今回はその状況についてのご確認がありましたので、資料として準備したというところでごさいます。

(坂本委員長)

盆地以外の部分についても、調査してあり、それが準備書のどこかに記載されているということですね。

(JR東海：島川所長)

地下水、水資源の部分で、トンネル工事にかかわる部分として掲載してあります。

(坂本委員長)

準備書の中に記載されているということですね。

(平林委員)

わかりました。関係のところについては、私がお聞きして大体わかりましたのでこちらは結構です。今日は、準備書の内容についてお尋ねしたいところがございますので、説明をお願いできればと思い

ます。

事務局又はJR東海さんから、調査地点を重ね合わせた図が示されましたので、こちらで理解する助けになるということで、こういった図がないと、集水域がどうなっているとか、水をどういった位置で採集して、どう評価しているかということが非常にわかりにくかったので、この図が提出されて、大分わかるようになったと思います。

準備書の内容について確認してきたのですが、いろいろな場所で本来一緒になければいけないところの数値が違っていたりするところがあるのですが、修正については、正誤表が準備書に貼り付けてありますが、それ以外の部分に修正はありますか。

(坂本委員長)

正誤表の改訂版ということですが、いかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

準備書に張り付けているもののほか、ホームページ上に掲載しておりますが、具体的にどういった場所でしょうか。

(平林委員)

たくさんあるのですが、例えば、準備書 P.8-2-1-41 ですね。表 8-2-1-20 の文献調査結果ですが、pH のデータが記載されていますが、地点番号 06 の荒川下流の二川橋ですが、平成 23 年度のデータが pH7.3 ~ 8.5 となっておりますが、これが例えば、p.4-2-1-70 の文献調査結果と一致してこなければなりません。pH7.3 ~ 9.0 となっており、一致していません。あくまで一例ですが、こういった箇所が、内容を確認させていただくと、たくさんあります。本来はあっていないといけないと思いますが、違いますか。

(JR東海：島川所長)

出典資料を再度確認させていただきます。

(平林委員)

お願いします。pH を予測に使用していますので、こういう基本的なところが合わないところがありますので、もう一度全体の確認をお願いします。合わないところだけいいでしょうか。

(坂本委員)

事業者に調べていただければよいかと思います。

(平林委員)

入力すると、時間がもったいないので、またあとで聞いてください。

大きいところで、pH のところをお伺いしたいのですが、準備書の p.8-2-1-42 をご覧いただきたいと思います。現地調査をされて、気象状況を調べた表 8-2-1-21 がありますが、水の多い時期と水の少ない時期で pH を測定されていますが、その時の水温はどのようになっていますか。

なぜこんなことをお伺いしているかというと、ご承知のとおり、pH というのは、水温によって変わります。25 度の時の基準値が pH7 になっているので、例えば高山域のような高いところで pH を測っているときは、当然水温が低いので、pH の値が高くなりますし、逆に水温が高くなると pH の値は低くなりますので、いろいろな対策をとっていくときに、準備書を見ると、「適宜、法令の範囲で処理します」記載されていますが、実際にはそういったことまで考慮して処理されるのかどうか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

これは結構重要なポイントです。平地のところでは問題になりませんが、水温の低い場所が結構かかっていますので、特にトンネル部分です。

(JR東海：島川所長)

まず、調査結果でございますが、こちらに記載しておりませんが、pH 測定時に水温は測定しております。実際の処理上ですが、pH 管理して排水する際の pH 管理、水温管理を具体的にどのようにやっていくかということについては、今即答できないですので、確認させていただきたいと思います。

(平林委員)

わかりました。ぜひ確認していただいた方がよいと思います。

(坂本委員長)

水処理も含めてですね、それも含めて確認していただきたいと思います。

(平林委員)

それから 2 点目です。井戸のことが関係していると思いますが、こちらは事務局に確認したいことです。山梨県で公共用水域の井戸の調査をしていると思いますが、長野県の場合にはすべての地点を一度に行うことはできないので、ローテーション方式とあってある井戸を抽出しながら、井戸の水質を調査しています。山梨県の場合でも同じ方法ですよ。

(坂本委員長)

概況調査で、メッシュで区切り、ローテーションですよ。

(平林委員)

5 年で一巡するくらいでやっているのでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

地下水については、定点の井戸とあとは任意の井戸をとりながら採水を行なっています。

(平林委員)

そうだとすると、JRさんの今回の準備書について最新の井戸のデータを使用して作成していただいたのですが、平成 23 年度の結果を使用すると、その時に選定された井戸の結果のみであり、おそらく井戸全体の中のごく一部を抽出してそれを選んで公共用水域のデータが記載されていると思いますので、全体の井戸の水質の把握であるとか、そういったもののデータを含めてご検討されているのかどうか。河川の場合には、毎年全地点を測定しているので問題ないですが、井戸の場合には、おそらくローテーション式なので、ある特定の年のデータを採用すると、その年に調べた井戸のデータは分かりますが、調査対象になっていない井戸については、定点以外のところでは落ちてきますので、そこについては把握されて、地下水の水質のデータを集めているのかどうかをお聞きしたいのですが、どうなっているのでしょうか。

(坂本委員長)

地下水の調査は、環境省のマニュアルで、日本全国同じことをやっていると思います。概況調査ということで何 km のメッシュでやる場合は、メッシュの中で選んでいるはずですよ。

(平林委員)

最終のデータを使用していただかないとなりません。

( J R 東海 : 島川所長 )

確認させていただきたいと思います。

( 平林委員 )

確認いただければ結構です。

それから、水の関係のところでは、p.8-2-4-18 ですが、表 8-2-1-4-8(2)の簡易水道の予測結果の表が出てきます。内容をずっと読んでいてわからないのですが、これは実際にはどうやって予測したのですか。早川の流量は、西山ダムより下流の流量のみと記載されていますが。これは一点のみの予測結果になっていますが、これを説明いただければ、他についてもおおよそ検討が付きますので、説明いただけますか。もし時間がかかるようでしたら、あとで説明していただいても結構です。

( 坂本委員長 )

場所は分かりましたよね。

( J R 東海 : 島川所長 )

はい。具体的にこのアウトプットについては・・・

( 平林委員 )

あとで教えていただければ結構です。

次いでで申し訳ありませんが、動物のところでも話をしてよろしいでしょうか。

P.8-4-1-3 のところで、ここで昆虫類を調べるのにライトトラップ法とベイトトラップ法という方法で調べましたということということが記載されております。これは一般的な方法で、方法については方法書手続で議論しているので問題はありますが、こういう方法で得た結果が、調査をした日が P.8-4-1-17 ですよ。こういう方法を使って、採取しましたという日にちが記載してあります。ライトトラップ法とベイトトラップ法を使って、この日に調査しましたということを見ていくと、その結果が出てくるのが、P.8-4-1-28 ですよ。これは大まかな表なので、あとの細かいところは資料集を見てねということが記載されていると思いますが、この P.8-4-1-28 では、調査時期は、春夏秋冬やっていますが、冬のデータが出ていません。これはどういうことでしょうか。冬は何も取れなかったということでしょうか。

( J R 東海 : 島川所長 )

こちらの冬の時期は、P.8-4-1-17 でございますが、冬季でやったものについては、特にミドリシジミ類に特化した調査であるということです。

( 平林委員 )

そうすると、ライトトラップ法、ベイトトラップ法の両方をやって、そのミドリシジミは取れなかったからということで、他の種類については、取れても取れなかったということで記載がないと判断すればよろしいでしょうか。

( J R 東海 : 島川所長 )

昆虫類については、冬の調査はミドリシジミ類に特化しておりまして、春夏秋で季節ごとになに見つかったのかということについては、資料集に季節別に掲載しております。その季節別に春夏秋で見つかったもの。そこに冬のミドリシジミがないということですので、冬の調査でミドリシジミが見つかっていないということでございます。

(坂本委員長)

ミドリシジミ以外はやっていないということですね。

(平林委員)

取れているけれどやっていないということですね。

(JR東海：島川所長)

いいえ、調査自体をしていないということです。

(平林委員)

そうですね。わかりました。ちょっと誤解を受ける表現ですので、やっているのかなと思いました。底生動物については、春夏秋冬すべてやっているということですよ。例えばP.8-4-1-34には春夏秋冬すべて掲載されていますので、ベントスについては四季すべてやっている。その結果も資料集に載っているということで理解してよろしいですか。

(JR東海：島川所長)

そのとおりです。

(平林委員)

わかりました。その確認ができれば結構です。

(坂本委員長)

私から確認させていただきたいと思います。

今日の資料集のことに付いてですが、まず一点目は調査地点というのはありますが、予測地点というのは、調査地点と同じということでしょうか。

(JR東海：島川所長)

基本的には、河川については、調査地点を設けた河川に設定しておりまして、予測地点は我々が計画している構造物の下流側で予測しております。

(坂本委員長)

予測地点は、この地図に入っていますか。

(JR東海：島川所長)

今回提供した資料は、なぜその場所で調査したのかということでございますので、予測地点を落とせば、同じ川について、路線に対する下流側になりますが、基本的には川としては一緒です。

(坂本委員長)

せっかく作っていただいたのですから、予測地点もわかるようにしていただけるとありがたいと思います。それはすぐになおるとしますので、お願いいたします。

それから、駅などからでる生活用水については、大丈夫ということのようですが、静岡側との意見交換で出てきた話で、トンネル工事を行う人たちはどこに住むのかという話があります。静岡県では、300人が山間に住むということがあるようですが、そこでの水はどうなるのか疑問です。山梨県ではいかがでしょうか。どの辺に住んで、水はどうなるのかということです。

( J R 東海 : 島川 所長 )

静岡は、その場所柄、既存の道路等もないところで行ったり来たりができないところでございますが、山梨県では、トンネルを掘削するということでも、既存の道路とつながっておりますので、具体的に、どこに事務所・飯場ができるかというのは、実際施工業者が工事になって考えることですので、基本は山間部というよりも、既存の道路等がございますので、静岡県とはロケーションが異なると考えております。

( 坂本 委員長 )

寝泊まりするようなことは考えていないという理解でよろしいですね。わかりました。

( 平林 委員 )

それでは、P.8-2-3-25 ですが、このトンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位の事後調査のところですか。これについては、事後調査をされるということで、事後調査を実施するということ、ウ・事後調査に記載されていますが、この事後調査の内容については、ここに記載がありません。例えば、項目や手法といったことがここに記載がありますか。これはどういうことをされるのですか。

( J R 東海 : 島川 所長 )

事後調査については、10 章で一覧を作成しております。その中の P.10-3 に、地下水として水資源の事後調査として実施するというので、水資源の項目に具体的に事後調査の内容を記載しております。

( 平林 委員 )

もう一度説明しますと、P.8-2-4-22 をご覧ください。これは、事後調査を行う理由、それからどういった項目をやるのかということで、この項目についてはこういう形で記載されています。ですので、こういった記載が、P.8-2-3-25 にもされるのかなと私が思ったものですから、お聞きしました。もしかしたら、落ちているだけかと思いましたので。

( J R 東海 : 島川 所長 )

記載上、地下水の項目にあります、水資源を対象として事後調査を考えますので、水資源において事後調査を実施すると記載してありまして、P.8-2-4-22 に水資源の項目に事後調査の表が記載してあるところがございます。構成上このようになっております。

( 平林 委員 )

構成上、このようになっているということですか。わかりました。

( 坂本 委員 )

資料集の P.16 に日本の地球化学図というものを参考資料に出しておられます。私はこちらの資料を知りませんが、どういうやり方で何を調べたものなのか、もう少しご説明いただけますか。

( J R 東海 : 杉田 副長 )

基本的には、産総研と言いまして国の資料でございますが、具体的には、河川の底質を調べまして、そこに全含有量でどのくらいの、もちろん水銀などのそういう物質だけでなく、一通り数多くの金属について、含有量を調べております。底にたまった堆積物や砂利などは、当然その上流の山の河川から、雨などで流されて、河川に流れ込んで沈んでいるという解釈で、その上流側の地質は、水銀とかそうい

った金属を含んでいると。河川の底の状況は、上流側の地質を反映しているという解釈でこの化学図をかいております。

(坂本委員長)

この図そのものは上流側を図にしたということですね。

(JR東海：杉田副長)

そうですね。

(坂本委員長)

わかりました。

それから少し細かいことですが、今日の説明のところ、No.19で「工事箇所は帯水層表層の一部に限られることから、地下水にはほとんど変化が生じません」ということの意味ですが、帯水層が表層から何mから何mまであって、表層から何mまでなので、影響がないという判断をされているのかお教えください。

(JR東海：島川所長)

これは方法書の時も甲府盆地の地下水の状態や地質の状態を示した図をお示しましたので、それをもともう一度整理させていただきます。

(坂本委員長)

何mというのがわかるような説明をいただけると理解いたしました。

(平林委員)

今度は、魚の資源量の話ですが、今回の場合には、河川の上流域の方が対象になるケースがいくつか出てくるので、この中では内水面の漁業の関係のリストをあげていただいて、ルート上はこうなっていますということをもとめていただいたのですが、特に生物特A、あるいは生物特Bといったような、水生生物に影響を与えるような、準備書内にもどこかに基準が記載されていたと思いますが、今回対象になっている工事区間の中で、そういったところというのは、私が拝見する限りでは、漁協のP.4-2-1-81にあるような、内水面漁業権のこういった図から見ていきますと、特にないという判断をしているのですが、それは本当はないというように判断して、ここに書いてある通りで良いということによろしいですよ。ここにはずっと図がついていますが、漁協の関係で、内水面漁場委員会が山梨県にもあると思いますが、特に私が心配しているのは生物特A、生物特Bというのは上流のほうは低いので問題ないと思っておりますが、そういう範囲が当たるところはないということで、確認だけさせていただきたいのですが、大丈夫ですか。

(JR東海：島川所長)

この出典資料をもとに我々の工事計画で影響のある恐れということでいえば、こちらに書いてある抽出したものであるということを確認しております。

(平林委員)

ないということによろしいですか。

(JR東海：島川所長)

そうですね。

(平林委員)

地元の漁協さんなどでも、そういうエリアというのではないと。例えば、ヤマメ、イワナのエリアでそこにあるということはないということで、確認だけさせていただいてよろしいでしょうか。

(JR東海：島川所長)

この資料をもとに作成しておりますのと、市町へのヒアリングを行っておりますが、その中では確認されておられません。

(平林委員)

わかりました。そこが確認できれば結構です。

(坂本委員長)

だいぶ時間もせまってきました。あとまとめというか、お願いです。

まず、私どもは調査予測評価を技術的に審査するために開催している審議会ですので、率直にいいまして、本日の資料で検討中と記載されている項目について、準備書の当初の段階で出していただければ、こういう委員会を何度も開催することもなかったと思いますので、よろしく願いいたします。

逆にいいまして、検討中というところが私どもの考えていた資料でなく、私どもが不十分と判断するような資料であれば、またここで議論を行わなければならない、どちらも疲弊してしまいますので、検討中の資料については、十分に配慮いただきたいと思います。私どもが十分と判断できるかどうかかわりかねる部分があるようでしたら、あらかじめ県を通じてこういったものを提出しますということを照会かけていただければ、私どもがお答えしますので、次回の会議で決められるような資料の提出をお願いいたします。そのためには、それまでの間にも県を通じて、私どもとのやり取りがあるかもしれませんが、その時にはよろしく願います。

それから、もう一点、主務省令の解釈について照会ということがありますが、なぜこんなことをしなければならなかったのか、ご理解いただきたいと思います。私どもは、準備書というのはこういうものだというイメージがあったが、そのイメージと今回の準備書のイメージが違うということは、前回他事例の準備書と比較した表を作成してお示しました。私どもはそのように思っているわけですが、事業者としてはそれでよいと考えているのかが疑問であり、それに応じてそれで良いのかははっきりしなかったので、環境省にお伺いしました。検討中のものが出てきた段階で、こういうことがあってほしくないですが、私どもが不十分だと判断し、事業者がそれで十分と判断した時には、もうやり方としては、環境省に両方の見解を出して、見ていただくか、あるいは国土交通省に私どもの意見と、事業者の意見を突き合わせていただきどうかということについて、第三者のような方に見ていただくしかないかなということまで思っております。そういうことはないと思いますので、検討中のところについては、しっかりしたものを提出していただきたいと思います。お願いです。

(平林委員)

一つだけ、よろしいでしょうか。P.8-5-1-32 をご覧ください。景観のところですが、早川のところのトンネルの完成図の写真が掲載されております。この写真を拝見するとトンネル部分というのはだいぶ嵩上げされているような感じがするのですが、この部分になにか構造物をつくったり、あるいは土砂をいじるということや、土砂を盛るということは、ここではされなないですね。

例えば、下の図を拝見すると、この上をみると盛り上がっているように見えるのですが、特に現状の地形は変えずに、そのままでしょうか。

(坂本委員長)

上下の写真で、どこがなぜ変わっているかということです。

( J R 東海 : 後藤担当課長 )

おそらく下の写真で、トンネルに向けて急にカーブがきつくなっているところをおっしゃられていると思いますが、ここは計画段階ではございますが、本線と山の裏側に保守基地や変電所を造成して設置しようとしていますので、そこに至る回送線を詳細はまだ検討中ですがそれをイメージしておりますので、本線よりもカーブがきついのでこういった写真に見えますが、盛土を高く盛っているわけではありません。

( 平林委員 )

ということは、特に地形をいじったりすることはないということによろしいですか。

( J R 東海 : 後藤担当課長 )

それは、最小限の高架橋だとか、そういった既存のものとなんら変わらない構造物はできますが、特殊なものではございません。

( 事務局 : 土橋副主幹 )

トンネルの坑口の上の部分の話をされていますが。

( 平林委員 )

少し高くなっていますよね。何か盛らないとこのようにはならないと思いますが。

( J R 東海 : 後藤担当課長 )

それは山の尾根ですね。

( 平林委員 )

尾根は特にいじらないということによろしいですか。

( J R 東海 : 後藤担当課長 )

いじりません。

( 平林委員 )

いじらないということであれば、特に問題ありません。

( 坂本委員長 )

では、議題 1 はこれで終了させていただきたいと思います。

議題 2 : ( その他 )

( 坂本委員長 )

議題 2 はその他ということですが、何かありますか。

今日いただいた資料については、出席が 2 名しかおりませんので、また見ていただき追加の質問等は別途ご連絡することがあるかも知れませんが、ご了解ください。それを含めて次回ということでお願います。

それでは、事務局から今後の予定などの説明をお願いいたします。

(事務局：土橋副主幹)

その前に、事業者から議事録を訂正させていただきたいところがございます、説明させていただきます。本配布しております 11 日の分でございます。

(JR東海：島川所長)

議事録の P.18 の上から 4 段落目の私の発言の部分で、「まず地下水・・・」というところがあると思います。その 2 行目ですが、「浅層と深層の水が繋がってしまい」とありますが、これは逆で「浅層と深層の水が繋がっていないため」ということで、こちらの方の訂正をお願いいたします。

(坂本委員長)

それは訂正させていただきます。

では、事務局からお願いいたします。

(事務局：土橋副主幹)

事務局から、次回の日程についてご連絡いたします。

今回は、12月12日14時からの開催となりますので、よろしくをお願いいたします。

(坂本委員長)

では、議題2を終了します。

進行にお返しします。

### 3 閉会

(依田補佐)

坂本委員長ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。